

松江市告示第 483 号

松江市放課後児童健全育成事業費（新型コロナウイルス感染症対策事業）補助金交付要綱を次のように制定する。

令和 3 年 8 月 4 日

松江市長 上 定 昭 仁

松江市放課後児童健全育成事業費（新型コロナウイルス感染症対策事業）補助金交付要綱

（趣旨）

第 1 条 松江市放課後児童健全育成事業費（新型コロナウイルス感染症対策事業）補助金（以下「補助金」という。）の交付については、松江市補助金等交付規則（平成 17 年松江市規則第 48 号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

（補助金の名称等）

第 2 条 補助金の名称、目的、交付の対象である事業、対象者及び終期は次のとおりとする。

補助金の名称	松江市放課後児童健全育成事業費（新型コロナウイルス感染症対策事業）補助金
補助金の目的	新型コロナウイルス感染症対策に要した費用を補助することで、放課後児童健全育成事業の円滑な実施を確保し、もって児童の健全育成を図る。
補助金の交付の対象である事業	児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 6 条の 3 第 2 項で規定する放課後児童健全育成事業を行う施設（以下「児童クラブ」という。）において行われる次の事業 (1) 感染拡大防止事業（マスク、消毒液等の衛生用品又は感染防止のための備品の購入、施設等の消毒、感染症予防の広報、啓発等を行う事業をいう。以下同じ。） (2) 継続事業（児童クラブにおいて、職員が感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施する事業をいう。以下同じ。） (3) 臨時開所事業（臨時開所（新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校の臨時休業等により、児童クラブを平日において午前中から開所することをいう。以下同じ。）を行う事業をいう。以下同じ。）

	(4) 臨時閉所等に伴う利用料の減免事業(臨時閉所等(新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るため、児童クラブを臨時に閉所し、又は利用者に利用の自粛を求めることをいう。以下同じ。)を行った際に、利用料を減免する事業をいう。以下同じ。)
補助金の対象者	法第 34 条の 8 第 2 項の規定による届出を市長に行った者
終期	令和 4 年 3 月 31 日

(交付額の算定方法)

第 3 条 この補助金の補助対象経費及び補助基準額は別表のとおりとし、補助対象経費の実支出額から寄附金その他の収入額を控除した額と補助基準額とを比較して少ない額を予算の範囲内で交付する。

(申請書等の提出期日)

第 4 条 この補助金の申請は、規則第 4 条第 3 項の規定にかかわらず、市長が定める期日までに補助金等交付申請書その他の必要書類を提出して行うものとする。

(着手届及び完了届)

第 5 条 規則第 11 条の規定による着手届及び完了届は、これを省略するものとする。

(交付の条件)

第 6 条 この補助金の交付を受けた児童クラブ(以下「補助事業者」という。)は、規則に定めるもののほか、補助金の交付を受けるに当たり次の条件を遵守しなければならない。

- (1) 規則第 18 条に定めるほか、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 50 万円以上の機械、器具及びその他の財産について、同条の規定により市長が定める期間を経過するまで市長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄しないこと。
- (2) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図ること。
- (3) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助事業に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合は、消費税及び地方消費税仕入税額控除報告書(別記様式)により当該仕入控除税額を速やかに市長に報告すること。
- (4) 補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部(又は一支社、一支所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合、前号の報告は本部の課税売上割合等の申告内容に基づき行うこと。
- (5) 市長の承認を受けて第 1 号に定める財産を処分することにより収入があった場合又は第

3号に定める仕入控除税額の報告を行った場合において、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消されたときは、当該取消しに係る額を市に納付すること。

- (6) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間(事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、5年間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は規則第18条の規定により市長が定める期間を経過する日のいずれか遅い日)まで保管しておくこと。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、令和2年3月27日から施行し、令和2年1月16日から適用する。

附 則

この告示は、令和2年7月14日から施行し、この告示による改正後の松江市放課後児童健全育成事業費(新型コロナウイルス感染症対策事業)補助金交付要綱の規定は、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この告示は、令和3年8月4日から施行し、この告示による改正後の松江市放課後児童健全育成事業費(新型コロナウイルス感染症対策事業)補助金交付要綱の規定は、令和3年4月1日から適用する。

別表（第3条関係）

対象クラブ	補助対象経費	補助基準額
感染拡大防止事業を行うクラブ	令和3年4月1日以降に新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るために購入した衛生用品等に係る経費	1 支援の単位当たり 定員 19 人以下 300,000 円 定員 20 人以上 59 人以下
継続事業を行うクラブ	職員が感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施していくために必要な経費（研修受講、かかり増し経費等）	400,000 円 定員 60 人以上 500,000 円
臨時開所事業を行うクラブ	春休み終了日の翌日以降（夏季、冬季、学年末などの休業日を除く。）の臨時開所に要する経費（飲食物費を除く。）	1 支援の単位当たり日額 1,000 円
	春休み終了日の翌日以降（夏季、冬季、学年末などの休業日を除く。）の臨時開所のための人材確保等に要する経費	1 支援の単位当たり日額 2,000 円
	春休み終了日の翌日以降（夏季、冬季、学年末などの休業日を除く。）の臨時開所において障害児を受け入れる場合に、必要な専門知識等を有する者の配置に要する経費	1 支援の単位当たり日額 6,000 円
臨時閉所事業を行うクラブ	臨時閉所等に伴い放課後児童クラブを利用しなかった児童に係る日割り利用料を当該児童の保護者に返還した場合等の経費	児童 1 人当たり 日額 500 円

※ この表において「衛生用品等」とは、子ども用マスク、消毒用エタノール、体温計、空気清浄機、液体石鹸、うがい薬等、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から必要と考えられるものをいう。

※ かかり増し経費の例

- (1) 職員が勤務時間外に消毒、清掃等を行った場合の超過勤務手当、休日勤務手当等の割増賃金、通常想定していない感染症対策に関する業務の実施に伴う手当その他児童クラブの運営に係る給与規程等に基づき職員に支払われる手当等のほか、非常勤職員を雇いあげた場合の賃金。ただし、手当等の水準については、社会通念上、適当と認められるものであること。
- (2) 施設の感染防止対策の一環として、職員個人が施設又は日常生活において必要とする物品等の購入にかかる経費

※ この表において「日割り利用料」とは、保護者から徴収する利用料（飲食費及び施設整備積立金並びにこれらに類するものとして利用料に含む額を除く。）を日割りしたものをいう。

別記様式

年 月 日

(あて先) 松江市長

住所又は所在地
報告者 (補助事業者) 氏名又は名称
代表者の職・氏名 印

年度消費税及び地方消費税仕入税額控除報告書

年 月 日指令 第 号により交付決定のあった 年度松江市放課後児童健全育成事業費 (新型コロナウイルス感染症対策事業) 補助金について、松江市放課後児童健全育成事業費 (新型コロナウイルス感染症対策事業) 補助金交付要綱第 6 条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 松江市放課後児童健全育成事業費 (新型コロナウイルス感染症対策事業) 補助金の確定額	金	円
2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入税額控除額	金	円

(添付資料)

(1) 別添参考となる書類 (2 の金額の積算内訳等)